別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第７回）　会議録

１　日　時　　平成２７年６月２９日（月）１４時００分～１６時００分

２　場　所　　市役所４Ｆ－２会議室

３　出席者

⑴　委　員　　濵本委員、石原委員、大久保委員、河村委員、田中委員、瀧口委員、平野委員、古川委員、松永委員、大野委員、矢野委員（１１名）

⑵　事務局　　岩尾障害福祉課長、大野障害福祉課参事、牧主査、甲斐主任

４　議　題

⑴　問題点の現状分析及び解決策

⑵　その他

５　配布資料

資料１　別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第６回）会議録

資料２　「親亡き後等の問題」を構成する問題点の現状分析と解決策一覧表

資料３　中津市福祉相談室関係資料

６　議事概要

⑴　「親亡き後等の問題」の表記について

前回会議において、「親亡き後等の問題」の表記について親が亡くなったときだけの問題ではないので、ひらがな表記にした方がよいのではないかという意見があった。

これについては、全日本手をつなぐ育成会等において、障がいのある子どもたちを抱える「親亡き後、この子を誰に託すのか」という表記を使っている。また、条例制定作業部会の中でも、障がいのある人を支えるのは親に限ったことではないし、この問題は死亡したときに限られないことから、「親亡き後等」という表記が用いられたという経緯もあるので、これまでどおりの表記とする。

⑵　「相談」について

○　しっかりした相談窓口をつくるためには、職員はボランティアではだめで、給料をある程度保障するべきではないか。

○　相談について同じ話を繰り返しているが、それは相談の中身の分析が

十分になされていないため、問題点が整理されていないからだと思う。相談を考える際には、①社会資源としての相談できる場所の不足、②精神科などで家族の手に負えない状況が起きてしまったときなど、対応困難なケースにどう対応するのか、③日常的に家族が細々した意思決定の支援をしていたが家族がいなくなったらどうするのかという意思決定支援のあり方の問題の３つの問題は最低限押さえておく必要がある。

③については、日常的に第三者が介入する形で意思決定を行うというトレーニングを続けていく必要がある。この問題については、実は国を挙げてどうすればいいのかまだ分かっていない。意思決定の支援のあり方を考えなければ親亡き後等の問題は解決しない。

○　意思決定というのは、何でも自分で決めるということではなくて、日常的な選択のレベルから始まるもので、小さい頃からの積み重ねでできるものである。一番難しいのは発達障がいである。本人ができるようになっていくことも大事だが、周りが支えていくという仕組みを作ることができるか。

社会のあり方として、本人があらゆる場で選択していくことが可能になる仕組みをどうやったら作っていけるのかというのが大きなポイントになっていくと思う。

○　障がいといっても様々な種類があって、相談員は身体、精神など色々な障がいを持った人の対応をしなければならないので難しい。小学校に上がるときに発達障がいではないかと心配して相談に行ったケースでは、話は聞いてくれるが、それ以上に進展はしなかった。

○　障がいのある人は、家という場、治療する場、作業する場などどんな場でも何らかのサポートが必要である。いろんな種類の場の中でその人を理解する人がいて、それがどのようにしてつながっていくか。ネットワークとかコーディネーションとはどういうものか、共通の認識を持たなければならない。

○　民生委員や児童委員、社協とか、既にある関係機関、さらに、防災の場面では、近所の人に助けてもらわなければならない。日常的にそのようなネットワークをどう作っていくか。そのときには、事例検討するケース会議のような場が重要である。臼杵などの周辺の地域では、ケース会議を行っており、社会資源があまりなくても何とかなりつつある。

ボランティアなどで支援してくれている人は自分たちでどうしようもなくて困っている状況がある。そこを専門的な人がサポートして、アドバイスできるような構造を作らないとネットワークは動かないと思う。

○　障がいのある人の距離の近いところに支援者が必ずいるという状況を作り出すことができれば良いと思う。

○　解決策としてどうするかは、またもう１回ゼロから練り直していかなければならないと思う。

○　今話題にしている相談は、①現在の生活の中で問題になっていることについての相談、②将来保護者がいなくなったときにどうするのかについての事前の相談、③現に保護者がいなくなってどう生活するかという事後の相談の３つに分けられる。相談というものをどう位置付けるか考える必要がある。

○　相談窓口は、制度が頻繁に変わって、しかも細分化されている現状では、ワンストップというのは無理だと思うが、まずは、ここで相談したら詳しく分かるとか、相談場所をコーディネートする相談窓口が必要ではないか。

(3)　「住居」について

ア　グループホームについて

○　グループホームが足りない状況があるが、多額の資金が必要なため、事業を始めることが困難である。県の補助制度はあるのか。

○　地域によっては、その地域にグループホームを建設することになかなか理解を示してしてくれない地域もある。

○　グループホームの建設については、市が土地を提供することが考えられる。あるいは、趣旨に賛同して土地や建物を寄付してくれる方がいるかもしれない。

イ　その他住居について

○　住居は、障がいがあるから差別されて住むことができないということと、支援付きの住居の充実という２本立てで考えなければならない。支援付きの住居については、人を雇用して、育てていかなければならない。

○　施設も大事だし、障がい者を支える人を育てることも大事だと思う。住みなれた家が一番良いといったときにどうするか。アメリカなどでは自分の家で暮らしていくために２４時間介護を受けられるところが増えている。施設と在宅と両方がうまくかみ合っていければ良いと思う。

○　市営住宅の１階に優先的に住めるようにしたらどうか。

(4)　「生活」について

ア　訓練の場等について

○　早いうちから親と離れる訓練をすることが必要である。そのため、別府に不足している訓練施設が早くできてほしい。その際に、市から土地とか建物とかの提供があるといいと思う。

○　施設の生活訓練が少ないというが、需要度はどうなっているか。期

間が２年で、最大でも３年であるということが、設置する事業者が少ない要因になっているのではないか。

○　大分市の事業団でみれば、人口比ぐらいは別府市からの利用者がいるということであった。本当は別府でやりたかったがやむなく市外の施設を利用したと思われるので、別府の訓練施設は十分ではないと思う。

○　就労継続支援Ｂ型の事業所は結構増えていると思うが、障がいの重い人が行ける生活介護は本当に少ない。

○　就労継続支援Ａ型、Ｂ型、生活介護を複合的に利用できる体制が必要ではないか。

イ　結婚について

○　反対する人の存在が問題である。家族が反対するケースが多いので、啓発をしていかなければならないと思う。

ウ　その他

○　「親亡き後等」になるまでに、支援者との信頼関係を築いていくことが大切である。

○　親が亡くなって、既に一人で生活をしている方が今どのようなことで困っているか、把握することができれば、参考になるのではないか。

⑸　次回会議に向けて

○　「相談」については、本日出された意見を踏まえて改めて事務局でまとめを作成する。

○　別府市の社会資源（事業所数、施設の特徴等）について、再度事務局で精査する。

○　中津市の福祉相談室について、教育との連携など、事務局で再度調査を行う。